鳴門市レンタカー利用者宿泊助成参画施設募集要項　※着色部が変更点

１．目的

　　２０２５年大阪・関西万博の開催を契機としたインバウンドや関東圏からの観光客の増加を見据え、レンタカーを利用する観光客等に対する助成制度を実施し、市内観光の回遊性向上を図るとともに、観光誘客促進につなげる。

２．事業概要

　　　レンタカーを利用して市内参画宿泊施設に宿泊した方に３,０００円の

　　割引を行い、割引相当額を鳴門市が宿泊施設へ助成する。

（１）名称

　　　鳴門市レンタカー利用者宿泊助成事業

（２）実施期間（宿泊日基準）

　　　令和７年４月１日（火）から令和８年３月３１日（火）まで

　　　※ 期間中でも、助成台数が４００台に達した時点で終了とする。

（３）割引対象者

レンタカーの貸渡契約書に記載された借受人で、貸渡期間内に市内参画

宿泊施設に宿泊する者

　チェックイン時に宿泊施設に貸渡契約書を提示し、アンケートを記載す

ること。

※　１旅行につき１回限り割引

※　法人契約のレンタカーは対象外とする

（４）宿泊料金の決済方法

決済方法は**現地払いのみ**とする

※お客様に分かりやすいよう事前周知してください。

※宿泊先選定時に貴施設が候補となるよう、予約サイト等へのレンタカ

ー割引プランの掲出等による周知にご協力ください。

（５）宿泊施設の参画条件

　　　以下の２点を満たす者

　　　①鳴門市内で営業するホテル及び旅館、その他宿泊料金の支払いを要する施設

②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に掲

　げる暴力団又はその構成員の利益になる活動を行う者でないこと。

３．割引額

　　レンタカー１台につき、３,０００円。

* ３,０００円以上の宿泊料のプランが対象
* 同じレンタカーで１回のみ有効

４．参画施設の申込方法

参画申込フォーム

　　参画申込フォームまたは様式第１号「鳴門市レンタカー利用者宿泊助成参画申込書」に必要事項を記入し、申込期間内に鳴門市観光振興課へ提出すること。

５．参画施設の申込期間

　　事業終了時まで随時申込可能

６．助成額の請求

（１）請求方法

　　　①様式第２号「鳴門市レンタカー利用者宿泊助成金交付申請書兼請求書」

②貸渡契約書等の写し

③領収書控え等の写し

※②及び③については、レンタカー契約者と宿泊者が同一であることを確認できるもの。

　以上３点を鳴門市観光振興課まで提出すること。（随時提出可）

　提出期限は、令和８年４月６日（月）とする。

（２）支給方法

　　　請求書記載の指定口座に振込を行う。（振込手数料は鳴門市負担）

７．状況報告及び請求

　　実績に応じて月１回程度請求書を提出することとする。予算上限に近づいてきた場合は、当課から都度電話等により確認を実施する。

８．助成事業の周知

　　本市においては、レンタカー業者やウェブサイト、メディア等にて周知を行

う予定である。参画宿泊施設においても、各種旅行サイトへの当該助成制度を活用したプラン掲出、ＨＰやＳＮＳ等を活用し利用促進に努めること。

また、現地決済のみ対象となることも周知すること。

９.事業の流れ